

中野区教育委員会第28回協議会会議録

開催日時 平成19年8月8日(水) 開会5時00分 閉会6時47分

開催場所 中野区役所教育委員会室

出席委員	中野区教育委員会	委員長	山田 正興
	同	委員長職務代理	高木 明郎
	同	委員	大島 やよい
	同	委員	飛鳥馬 健次
	同	教育長	菅野 泰一
事務局職員	教育委員会事務局次長		竹内 沖司
	教育経営担当課長		小谷松 弘市
	教育改革担当課長		青山 敬一郎
	学校教育担当課長		寺嶋 誠一郎
	指導室長		入野 貴美子
	中央図書館長		倉光 美穂子
書記	教育経営分野		松島 和宏

傍聴者数 0人

議 事

(報告事項等)

○事務局報告事項

- 1 中野区有施設耐震改修計画について(教育経営担当)
- 2 区立小学校における子どもをめぐる状況について(次長)

(協議事項)

- 1 第九中学校、中央中学校統合の考え方について

午後5時00分開会

山田委員長

皆さん、こんにちは。本日はお暑い中、また、こういった変則的な時間にお集まりいただきまして、ありがとうございます。おそろいになりましたので、ただいまから、教育委員会第28回協議会を開会いたします。

本日は、村木生涯学習担当参事が所用のため欠席です。

なお、本日は、緊急に報告を受ける必要がある用件と協議をしなければならない案件ができてしまいましたので、急遽このような時間にお集まりいただきました。いつもですと、各委員から報告事項等を受けるところでありますけれども、本日は、緊急の議題があつて開会した臨時の協議会ですので、お手元のレジュメに沿って事務局からの報告を受け、協議事項へと議事を進行したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山田委員長

では、そのように進行させていただきます。

<事務局報告事項>

山田委員長

それでは、事務局からの報告事項の第1点目でございますけれども、「中野区区有施設耐震改修計画について」の報告をお願いいたします。

教育経営担当課長

それでは、中野区区有施設耐震改修計画（案）につきましてご報告をさせていただきますと思います。

この区有施設の耐震改修につきましては、その基本的な考え方ということで前に一度ご報告をさせていただきましたけれども、その基本的な考え方に基づきまして今回改修計画がまとまりました。その内容につきましてご報告をさせていただきたいと思います。

資料に沿ってご説明申し上げます。

まず1点目、「耐震改修の基本的な考え方」でございますけれども、中野区耐震改修促進計画に示される防災上重要な区有施設の耐震化の目標、これは平成27年度までに耐震化率100%という目標を掲げているわけですが、それを着実に実現するために各施設の有する耐震性能と施設の経年変化、施設の今後のあり方などを踏まえ、中野区区有施設耐震改修計画をまとめました。本計画に示した内容については、その後の区有施設の跡地利用計画や実施設計時における改修内容の見直しなどに応じ、適宜、再検討を行うとございます。

幾つか補足をさせていただきたいと思いますが、最初に、「中野区耐震改修促進計画」と

ございます。これは、実は、建築物の耐震改修の促進に関する法律というものがございまして、一昨年、法改正があり、昨年から施行されてございますが、その改正されました法律によりまして、各自治体は新たに耐震改修促進計画を策定するというのがこの法の中に定められてございます。それに基づきまして、中野区でも耐震改修促進計画——これは区有施設だけではなくて、民間の施設も含めて、その自治体としての総合的な耐震改修の計画をつくるということになってございます。現在、この策定作業を行ってございまして、素案の形まで取りまとめてございます。今後、区民へのパブコメ等々を経た上で、秋にはこの計画は正式に決定されると思います。その内容についてはほぼまとまっているところでございます。区全体としての促進計画に基づきまして、具体的な区有施設についてどういうふうに改修計画を進めていくかということで、今回、この改修計画（案）というものが取りまとめられたというものでございます。

資料を続けますが、「本計画における『耐震性能を有する施設』とは、以下の施設とする」ということで、一つは、新耐震基準により建築されたもの、これは比較的新しい施設でございます。それから鉄筋コンクリート壁式構造の施設、耐震改修を実施した施設、それから耐震診断でAランクということで判定された施設。これらは既に耐震性能を有する施設ということになるわけですが、区全体として、区有施設のどのぐらいを占めているかということで、下のところに表がございまして、現在58.7%と、半分強の施設についてはこの耐震施設を有するわけですが、何らかの対応が必要な施設が41.3%まだ残っているということになってございます。

今後何らかの対応が必要な施設ということでございますが、具体的に、その耐震診断の結果に基づきまして、その対応策を以下のページにまとめてございます。まず2ページ目でございます。こちらが耐震診断の結果、C及びDランクというふうにまとめられた施設でございます。こちらにございまして、教育委員会の関連の施設といたしましては、野方図書館、それから小・中学校の体育館が21校ございます。これらがC・Dランクということでございます。これらC・Dランクにつきましては、危険性が高いというレベルのものでございますので、早急な対応が必要ということで、全施設につきまして19年度にその改修のための設計、そして来年度20年度にはすべての耐震改修の工事を実施していきたいというふうにこの計画の中で取りまとめを行ってございます。

ただ、この表の下段のほうをごらんいただきたいと思います。これら施設のうち、学校再編を含めて、再編対象施設のうち右記施設については、早急に応急的な補修、または

落下物防止、窓ガラスの飛散防止、避難経路の確保等の安全措置を実施するとなっており、これら再編対象の施設につきましては、今後、跡利用といったようなことがございます。抜本的には、その中で耐震改修を行うということになってございますが、それまでの期間は応急的な補修をした中で施設の維持を図っていきたいというふうに考えてございます。

なお、この中にあります落下物の防止、窓ガラスの飛散防止ということにつきましては、区内のすべての小・中学校の体育館についてはもう既に実施されてございますが、さらにそのほかに応急的な補修が必要かどうかということについて、個々の施設を見た中で個別に判断して必要な措置を講じていくということとしてございます。

それから、次の(2)Bランクの施設でございます。こちらの施設につきましては、教育委員会の関連の施設といたしましては、もみじ山文化センター西館、それから小・中学校の校舎が21校、体育館が10校でございます。こちらのほうにつきましては、C・Dランクの施設が終わりました翌年度から漸次改修を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

具体的には、最後のページをごらんいただきたいと思います。こちらに「スケジュール(案)」と出てございます。その下段のほうでBランクの施設の具体的な年次のスケジュール(案)でございます。同じBランクの中でも、比較的危険度が高いと思われるものから順次着手をしてまいりたいというふうに思っております。塔山小学校以下8校の学校につきましては20年度に実施設計、21年度に工事、それから鷺宮小学校を初め4校につきましては21年度に実施設計、22年度に工事、そして、それ以外の学校につきましては22年度に実施設計、23年度に改修の工事を図って、都合3段階に分けるような形で順次改修を実施してまいりたいというふうに考えてございます。

なお、このBランクの施設につきましても、先ほどのC・Dランクと同様に、再編の対象校につきましては、抜本的な改修・改築等についてはその再編時に行うということになるかと思っておりますけれども、それまでの間につきましては応急的な補修等を行って安全を確保してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、4ページの(3)をごらんいただきたいと思います。ここに4カ所の木造の施設ということで出てございます。そのうちの南台児童館と武蔵台児童館は、現在木造の施設ということで、耐震性能が不足するというふうに判定されているわけでございますが、これらにつきましては、近隣小学校——具体的に現在想定しておりますのは、南台児童館につ

いては新山小学校、武蔵台児童館については武蔵台小学校ということになりますが、それから近隣小学校への機能の移転ということを考えているところでございます。そのほかに、区有施設の安全対策ということでは、家具やロッカーといったような転倒防止、また避難経路の確保といったようなこともそれぞれ実施しながら安全対策を満たしてまいりたいというふうに考えてございます。

最後に、「今後のスケジュール」ということでございますけれども、きょう当委員会におきましてご報告させていただいておりますが、この後、議会への報告、それから関係者、保護者への説明ということで、具体的には8月16日に全小・中学校の校長会を開きまして、各学校への周知、それから保護者につきましては、小学校及び中学校の各PTA連合会にそれぞれ8月下旬に臨時にお集まりいただきまして、この計画についてのご説明を予定しているところでございます。そのほか、区報、ホームページ等にこの計画をアップいたしまして、区民全体に対する周知等を図っていくということとしてございます。なお、この計画（案）につきましては、9月中旬ごろに正式に区全体としての計画の決定を予定しているところでございます。

以上、耐震改修計画（案）ということで取りまとめが行われましたので、ご報告をさせていただきます。

山田委員長

では、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

高木委員

2点質問したいと思います。

1点は、1ページ目の1の一番下のところ、「また、平屋でプレハブ造の施設、学校の倉庫や公園の便所など、軽易な建築物については、本計画の対象外とする」とあります。学校の倉庫とか公園のトイレというのは、生徒・児童が利用しますが、多分、法令で言うところの耐震が必要なものから除外されると思うのですが、子どもたちが出入りするとか利用するということには変わりはないので、これについては、何か別途、教育委員会として確認といいますか、安全性が担保されているということについて調査がされているかどうかというのが1点。

あと、一番最後に説明がありました4ページ目で、南台児童館と武蔵台児童館の近隣小学校への機能移転ということなのですが、その場合に、当該児童館というのは廃止になるという理解でよろしいのでしょうか。

2点質問いたします。

教育経営担当課長

まず1点目の、平屋プレハブ造りの施設ということで、学校の倉庫とか公園の便所等々でございますが、確かにおっしゃるとおり、これらは法の対象外ということで、具体的な改修の俎上には出てまいりません。ただ、実際に、震災の後にドアのあきが悪いとかいろいろあると思います。そういった部分については、ほかの施設もそうなのですけれども、そういった部分にあわせて、一応の安全の確認といったことは必要かなというふうに判断しておりますので、そういった耐震の具体的な工事の中で確認等々をしていければというふうには思います。

それから、児童館の小学校への機能の移転ということでもあります。具体的には、これは木造でございますが、担当部としては、機能が移転した後の建てかえは今のところ見込んでいない。要するに、児童館機能をすべて小学校のほうに移転するというので、こういう言い方も変ですけれども、これを機に、キッズプラザの前倒しみたいな、そういうイメージを持っていただいてもよろしいかというふうに思います。

大島委員

スケジュール（案）で、順次改修をしていくということなのですけれども、このように一つの年度に少しずつやっていくというのは、予算の制限とかのことから全部一遍にはできないということなのか。その辺の事情をご説明願いたいと思います。

教育経営担当課長

区全体の計画では、平成27年度までにすべての施設の耐震化率を100%にするということになっております。ただ、学校等々は避難所の指定などもございまして、できるだけ前倒しの形で実施を図っていきたいと考えてございます。ただ、今、委員おっしゃったとおり、確かに全体的に財政事情とかそういったことも判断しなければならないということもございまして。そういった中で、同じBランクの中でも、先ほど申しましたとおり、比較的危険性がある、ないといったようなことで、一応3ランクに分けて、危険性が少し高いのかなと思われるものから漸次実施を図っていくという予定でおります。なお、これら耐震改修に当たりましては、安全安心学校づくり交付金という国の制度がございまして、特に耐震改修については国のほうも力を入れてございますので、基本的には2分の1の補助が予定されておりますので、そういったものを積極的に活用しながらやってまいりたいというふうに思っております。

飛鳥馬委員

今の関連ですけれども、文科省もこの前、学校が特におくれているみたいなことを言っていましたので、また再調査しているのかと思うのですけれども、文科省の目標そのものは何年前までというのはあるのでしょうかということが1点。中野区の目標と合致しているのかどうかわかりませんが。

もう1点は、今言われたように、学校は避難所に指定されていることが多いと思うのですけれども、まだ耐震が済んでいない、A・Bあたりはいいのでしょうかけれども、Dぐらいになると危ないので、指定はどうなっておるのかなということ。一時、指定解除するのか。

あるいは、もう一つ、その関連で、体育館のそでとか体育館の舞台の下とかが備蓄倉庫になっていたりするようなどころはないのか。要するに、耐震補強しなければならないような施設の中に備蓄になっているか。校舎のほうに備蓄倉庫になっているところが多いと思うのです。ですから、校舎は大体耐震補強しなくて済むようなことになっていると思うのですが、もし万が一のときにそういう場合があるかどうかということ。要するに、何か地震があったときに、そこを避難所として使えるのか使えないのか。一時ストップするのか。その辺のところがあるかどうかということですから。

教育経営担当課長

まず1点目の、文科省の具体的な目標という形で、例えば年次を定めてこの年までに何%というような、そういう具体的な数字はまだ国のほうから示されてはございません。できるだけ早急な形で取り組みをしてほしいということもございますので、中野区としまして、23区で比較しても、必ずしも耐震化率がいいほうではございませんので、今回、改めて計画の中で、特に危険度の高いC・Dというものについて早急な形で取り組みをしたいというふうに思います。

その間、避難所として指定解除ということですが、現在そういったことは想定しておりません。できるだけ早く改修を終え、またそれまでの間、応急補強とか必要なものについては実施する中で、従来からの避難所としての指定はそのままという形になってございます。

それから、備蓄倉庫の話ですけれども、多くは校舎等々に置かれているケースが多くて、校舎の場合、C・Dランクはございません。体育館に置かれているものも確かにあろうかというふうに思うのですけれども、今回のこの計画の中でそれらも含めて耐震改修を行う

ということで、特に備蓄倉庫だけ取り出して、その部分、別途の対応を図るということは今のところは考えてございません。全体として改修工事の実施を図っていくという形をとってございます。

山田委員長

私のほうからですけれども、実際に今回の計画では、27年度までに改修が必要と見込まれているのは40%ですよ。かなりの数に及んでいますし、学校施設がかなり多いと思うのですけれども、例えば19年度、今年度中に耐震の診断とかをしないとわからないと思うのですが、例えば20年度、これだけの体育館をやるわけですよ。そうしますと、子どもたちの学校教育上に何か支障を来してくるのではないかなということが危惧されます。例えば、その後の校舎の改修なども、同じ年度にこれだけの校舎の数をやるとなると、それもなかなか難しいのではないかなと思うのです。夏休みとかに全部やるということも多分不可能に近いのではないかと思います。その辺のことをちょっと教えていただきたいということが1点目。

あと、たまたまきょう出ていますが、再編計画にのっとったところでは、これはなかなか難しいのではないかなと思うのです。どのようにしていくか。例えば六中などは、十一中との合併の中で校舎を利用してというようなこともありますし、その辺は再編計画をにらみ合わせてやっていかなければいけないのかなというふうに思いますので、その辺も十分に配慮していただければと思います。

最後に、今、飛鳥馬委員がおっしゃっていましたが、今50カ所の避難所と区は言っているのですけれども、実際には医師会の中では50カ所に張りつけるドクターもいない状況なのです。できれば、中学校区ぐらいしてほしいという要望を何年も前から言っていて、その辺がストップしています。この際、その辺は十分にディスカッションしていただいて、実際に中野区内のドクターが50カ所に張りつけるだけのマンパワーがないのです。そういうこともあるので、実現可能なところを防災担当とよく話し合っただけであればと思います。それは安全のために、それから区民の避難所ということでは大切なことで、医師会のほうからもそういう要請をしていることだけはお話をさせていただきます。

教育経営担当課長

まず一つ目の、確かにC・Dランクなどの場合、当該年度に行う工事が非常に多くなるわけですが、できるだけこれはすべての学校がいければと思うのですけれども、夏休みを中心とした工事で、各学校それぞれ授業に支障のないような形でやってまいりたいという

ふうに思っております。確かに数が多くて、すべて夏休み中に実施できるか考えないわけではないのですが、基本的にはやはり夏休みと。耐震改修だけではなくて、ほかの工事もそうですけれども、夏休みを実施の期間ということでやってまいりたいというふうに思っております。どうしても難しい部分が出てきたときには、個々に学校側と十分な調整を図るということも必要になるかと思えます。

それから、再編計画につきましても、できるだけ再編計画に支障のないような形で、それから、抜本的な部分についてはその再編計画の跡利用であるとかそういった中でやっていくということになるかと思えます。六中などの場合も、当分2年間、仮校舎ということで活用なども見込んでおりますので、できるだけ十分な応急補強等を行った上で対応するというように考えてございます。

それから、避難所の件です。今、委員長からお話が出ましたとおり、お話としては防災担当のほうにも伝えておきたいと思えますが、ただ、避難所の指定ということについては、避難所としてのキャパシティの問題と、そこを対象とする防災会単位の避難人口の予測とか、いろいろな要素の中で決まってきた部分もございまして、大変難しい部分もあろうかと思えますが、一応、防災担当のほうにはそういったドクターの配置等々というようなことでお話は伝えておきたいと思っております。

山田委員長

これは意見なのですが、医師会の会館を建て直したのですが、実際には、北京オリンピックの関係で鉄鋼の需要が非常に高く、発注してもなかなか入ってこない現状が今まさにあるのです。来年度、今の時期でオリンピックが始まれば鉄鋼需要は少し落ちつくと思えますけれども、飛鳥馬委員がおっしゃったように、全国で学校施設の耐震が危ないという話になりますと、どこもかしこもやると思うのです。そうしたら、同じ夏の時期に全国のレベルで、幾らゼネコンがたくさんあるといっても、それはなかなかできないのではないかなということで、かなり慎重の上にも慎重に早目に早目にやっていかないと、実際に「中野区さんの順番はこのぐらいですよ」という話にもなりかねないというのが現実には起きているのです。ですから、我々が目途としたのよりおくれたのは、鉄鋼が入ってこないのです。多くの耐震は、制震ダンパーみたいな形でやりますと鉄鋼が主なのです。ほかのものではできないので、そういった事情もあるので、そういったことを担当部局に伝えていただいて、安全の意味でなるべく早くに確保していただければというような要望です。

そのほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

では、第2点目の報告事項に移ります。

「区立小学校における子どもをめぐる状況について」の報告をお願いいたします。

教育委員会事務局次長

本年3月23日に区立小学校におけるいじめについての訴えがございまして、教育委員会として調査委員会を設け、調査をまいりました。それについて、このたび調査委員会としてのまとめを行いましたので、ご報告をいたします。

めくっていただきまして、1ページ目から順次報告書に沿ってご説明をさせていただきますと思います。

まず、1の「調査事項及び調査方法」でございすけれども、調査事項につきましては、一つ目が当該校における事故等の発生状況、二つ目が事故等に対する学校の対応状況、3点目が学校教育法施行規則に定める表簿の備えつけ及び記載の状況、この3点でございす。

それぞれの調査事項についての調査方法といたしましては、調査事項の①と②につきましては、訴状、それから訴状に添付をされております証拠書類につきましては、担任教諭、校長、養護教諭等から聞き取りを行うとともに、関係書類の記録内容の確認を行ったところでございす。また、6月8日付で加害児童とされているお子さんの保護者の方の弁護士から答弁書として、訴状に記載された事故等に対する認否及び反論の提出を受けたところでございまして、これについても事実確認の資料として使用いたしました。

また、調査事項の③につきましては、備えるべきとされている表簿を調査対象といたしまして、これが学校に備えつけられているかどうかを確認し、その記述内容についても一つ一つ調査をいたしました。

それでは、調査事項の①と②に該当します事故等の発生状況、それから対応状況についてでございす。まず、調査の結果、訴状に掲げられております事故等の発生の事実を確認できたものもございすが、学校からの聞き取り内容や答弁書の内容等との相違があるため、事故等の発生自体確認ができないものですか、また、事故等の発生については確認できましたが、その事故等に至る経緯やけがの状況などについて確認に至らなかったものも多くございしました。総括的に調査委員会としてこの事故の発生状況、それに対する学校の対応状況について、指摘すべき事項として4点掲げさせていただいております。

一つ目は、被害児童のほうは加害児童とされるほうからいじめを受けているとの訴えを

提起しておるところですけれども、加害児童とされる保護者からは、「なぜ、このような裁判が提起されたのか、理解に苦しむ」というようなことで、答弁書の中で主張をされております。その理由としては、日ごろから被害児童とされるお子さんたちは、自分から加害児童とされるお子さんのところへやってきて遊びに誘うくらいであり、それは訴訟が提起された当時も今現在においてもそのような状態であると。こういった関係は、いじめている子といじめられている子というような関係とは当然考えられないというものですし、いじめということについては全面的に否定をされております。このように、子ども同士の関係については双方の見解が全く異なっているという状況でございます。

また、暴行ということについても認識が大きく異なっておりまして、片方では、殴る、蹴るの暴行を継続的に受けたというようなご主張ですが、他方では、本件訴えに係るけがは遊びやふざけ合っている中での出来事であったり、遊びが高じた場面で起こっているものであるというのが加害児童とされる保護者の方、それから学校側の認識でございます。

ということでございますと、加害児童とされるお子さん方についてはいじめとの認識がなく、遊びのつもりで行っていた行為が、片方ではいじめとして受けとめられたということになるというふうに考えてございます。いじめというような受けとめをされた子どもさんにとっては、それ自体は大変つらいことであろうというふうに感じておりますし、そういったいじめとの受けとめ自体はだれにも否定ができないものだろうというふうに考えているところでございます。ただ、他方で、いじめを行っているとの認識がない場合には、相手方の受けとめ方に気がつかずに、全く悪意なく行為を繰り返してしまうことがあり得るというふうに考えられまして、この場合には、いじめを行っていたと訴えられた方のほうにとっては、遊びの中で同じようなことをお互いにやったりやられたりしていたのに、一方的に非難されるということに理解も納得もできないということになるであろうというふうに考えております。

このように、双方でのいじめ、それから暴力、暴行といったことについての受けとめ方が全く違うわけですけれども、少なくとも学校といたしましては、遊びにおいて子ども同士が原因となりけがをするようなことについて保護者から要望等が出ていたということでございますので、例えば学級の中で子どもたちに遊びについての話し合いの機会を設けた上で、けがをするような遊び方は制限するなどの対応をとる必要があったのではないかと、いうふうに調査委員会としては考えているところでございます。

2点目でございます。2点目は、学校の認識が、子どもたちの間にいじめはなく、特定

の子どもに偏った力関係といったことについても認められないというようなことでございます。そして、担任教諭は、事故発生を知ったときには、基本的な対応としては、それぞれ関係する子どもを呼んで一緒に事実の確認を行った上で必要な指導と謝罪を行っているというようなことでございました。しかし、同じ子どもたちが関係した事故が複数発生しておりますので、そうした状態においてはこういった一般的な対応にとどまらず、担任教諭としては、子どもたちの集団全体に対する見守りとかかわりをより一層強くするとともに、一人一人の子どもの気持ちや思いを十分に把握した上での慎重な対応が必要であったらうというふうに調査委員会としては考えているところでございます。

3点目でございます。担任教諭は、事故発生を知ったときには、保護者に連絡をし、保護者同士では謝罪が行われております。こうした連絡と謝罪により担任教諭は一つ一つの事故については解決をしたというふうに認識をしておりました。しかし、同じ保護者が何度も謝罪をするというような状況においては、学校としてはそのことを重く受けとめ、事故等の防止に向けた取り組みを行う必要があったというふうに考えているところでございます。

4点目でございますが、このように担任教諭としての認識からして、いじめ、暴力ということは認識してございませんし、児童に対する指導も行われ、謝罪もし、保護者間でも謝罪が行われていたということから、多くは場合において、担任教諭は校長・副校長に報告をしてございません。したがって、事故等について校長・副校長が知らないというような状況が多くの場合についてございました。確かに一つ一つの事故については必ず報告が必要というものばかりではございませんが、日常的に教職員の間で子どもたちの状況や事故等について情報共有し、対応についても確認し合うといった組織的対応については十分にできていなかったと言わざるを得ないというふうなことでございます。また、報告がない状況であれば、校長が報告を求めるというようなことも必要であったというふうに考えているところでございます。

3番目に、調査事項の3になりますが、「表簿の備えつけ及び記載状況」といったところです。これにつきましては、学校教育法施行規則第15条第1項で、おおむね備えるべき表簿として、そこにありますとおり、①から⑦までに分けて記載がされているところでございます。

そのほかに、中野区立学校の管理運営に関する規則の第21条第1項において、備えるべき表簿を10ほど記載してございます。このうち、学校教育法施行規則の⑤にあります「入

学者の選抜及び成績考査に関する表簿」につきましては、我が区におきましては選抜ということを実施しておりませんので、こういった表簿については備えておりませんが、その他の表簿については学校において備えつけられ、適正に記載処理されていることについて確認をいたしました。

今回訴えをされている保護者の皆さんからは、こういった法や規則に基づいて備えるべき書類以外のものなのですけれども、今回の事件に関係して、ここにございますとおり、保健日誌、緊急タクシー代請求書、それから災害報告書、医療等の状況及び保健室来室記録、この関係部分の写しを求めに応じて提供したところをございます。保護者の皆さんからは、これらの表簿の記録内容が不十分であるというようなこと、また、けがによっては記載した表簿がない、そういった点を指摘されておまして、そうしたことが学校における子どもたちの実態の正確な把握や適切な対応、それから保護者への適正な報告といったことができていない原因であるとの主張をされていますが、そういったことにつながっているのかなというふうにございます。

そうしたことで、調査委員会としてはこれらの表簿についても調査をいたしました。その結果をございますが、緊急タクシー代請求書、災害報告書、医療等の状況、これは手続上必要な様式に定められた書類でございまして、記載内容においては問題がございません。一方で、保健日誌及び保健室来室記録というのは、業務の必要に基づき、養護教諭が任意に作成しているものでございます。ただ、これにつきましては、学校の環境衛生を管理し、教職員や子どもたちの保健と安全を管理する上で必要な記録は重要な役割を果たすものでございます。そうしたことからいけば、こういった書類を備え置き、こういった記載内容にするのかということについて今基準がございませんので、今後教育委員会として統一的な取り扱いを定めていく必要があるというふうにございます。

また、こういった書類以外に、児童・生徒が傷害事故を起こした場合には、傷害事故発生報告書というのを学校長は教育長へ提出することになっております。しかし、これについても、どのような程度の事故の場合にこれを提出するかについて詳細な定めが教育委員会として用意してございませんので、提出の判断は学校長に任されているという実態でございます。本件事故の中にもこういったものの提出があつてしかるべきと思われるものもございました。教育委員会といたしましては、この傷害事故発生時の記録の確保と事故防止の対応策の策定に役立てるためにも、早急に、この傷害事故報告書による報告する事故の具体的基準について整備し、徹底を図る必要があるというふうにございます。

います。

最後、「終わりに」という部分でございますが、学校で起きた問題は基本的には子どもたちと担任教諭を基本とした上で、いろいろな皆さんと子どもたちにとって最もよい解決策を見出していくということを中心に、話し合いや具体的な取り組みを積み重ねていくことによって解決ができるというふうに考えてございます。今回は、いきなりの訴訟や訴えというようなことになったわけですが、そういった意味では、学校が当該保護者の皆さんとの信頼関係を築き得ていなかったということにほかならないというふうに思っています、それについては反省を要するというふうに考えております。

なお、本件調査を通じてですけれども、やはり保護者の皆さんが教師や学校にやってほしいというふうに求めていることや期待していることと、教師や学校が学校教育として行うべきことと考えていることの間はずれがあるというふうに考えてございます。保護者の皆さんが希望することを何でもかんでもやるということでは決してないわけですが、そのずれを解消したり、相互に理解をし合うためには、学校教育の疑問や課題について話す場、それから話し合う場などの体制が今後学校により求められているというふうに考えてございます。

教育委員会としては、4月以降、応急対応し、また当該校においても校長を中心に組織一体となって一生懸命学校運営に取り組んでいるところでございます。こうしたことから、今現在においては子どもたちについては安定した学校生活を送ることができているというふうに認識をしております。教育委員会としましては、教育委員の皆様方からも具体的に指示をいただいているところでございますので、そういったこともございますので、校長の代表を含めた検討会を設置して、いじめ等の防止とその適切な対応について教育委員会が行うべき施策や学校において取り組むべき事項について早急に明らかにしていくことが必要であるというふうに考えているところでございます。

調査報告の内容としては以上でございます。

山田委員長

ただいまの報告に対しまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

高木委員

2点ご質問したいと思います。

まず、2ページ目の下のほう、(1)の最後のほう、「しかし、学校としては」というくだりがあると思うのですが、「対応をとる必要があった」なのですから、「学校としては」

というのは、担任教員の守備範囲として対応すべきだったということなのでしょうか。それとも、校長が適切に指示を出すべきだったというふうな意味なのでしょうか。これが1点。

あと、これは質問というよりも、4ページ目の下段で、傷害事故発生報告書の基準について定めていこうというのがあると思うのですが、私は、これは非常にいいことなのかなと。もちろん、いじめの場合は、身体的ないじめだけではなくて、言葉ですとか、最近ではウェブを使ったようなものがありますが、やはり一番わかりやすいという語弊があるのかもしれませんが、肉体的な大なり小なりというのは発見しやすいところなので、これについて、例えばこういうレベルのけがであれば、いじめも含めて疑うというか調査をします。例えば軽微なものでも、同一人物で連続してあった場合はこういう対応をするというのが出ると、この先生も、報告書を読むと、多分日常のケアはそこそこきちっとやっていたのかなと。ただ、つながったことについて、いじめられていた子の保護者の方の感覚と先生の対応等にそごが出てきてしまったのかなと。そういうのが物理的に中野区全体としてルー尔的なものが出てくるので、これを早期にやっていただくといいかなと思います。

教育委員会事務局次長

まず2ページ目のところでございますが、担任として、まず当該学級における対応として行うべきであったろうというふうに考えてございます。それがすべての基本かなというふうに考えております。そういったことで、場合によっては、その後の対応として足らなければ、さらに組織的な対応ということで管理職にも相談してという方もあると思っておりますけれども、まずは担任教諭として行うべきかなというふうに考えております。

それから、傷害事故発生報告書でございますが、これは、教育委員会事務局としての反省でございます。実は、傷害事故発生報告書には、傷害の発生状況、それから対応状況というところで記載すべきことができおまして、傷害の発生状況についてはどうしてそのけがが起こったのかというようなこと、それについて、起こった状況、見ていた子どもからの聞き取りとかも含めて記載するようになっております。それから、対応状況については、病院に連れていったのかとか、保護者に連絡をとったのか、保護者に連絡をとったときのリアクションはどうだったのかというところも含めて記載するようになっております。そういったことから、これをきちんとつくっておくということは、記録の保存という意味でも大変重要だというふうに思っています。それについて、これまでである意味学校任

せになっていたというところについては、教育委員会事務局として反省をしているところでございます。あくまでも傷害事故発生報告書ですので、傷害、けがをしたということが前提になるわけでございますし、どんなけがの場合でも全部これをつくるというのは事実上できないことでございますので、作成の基準としては、例えば病院に連れていくようなけがをしたですとか、ほかの子どもが原因となってけがをしたとか、そういったような場合に限ってやっていくということが必要だというふうに思っております。これがつくれますと、報告書として上がってまいりますので、いろいろな職員の目にとまってくるということになりますので、継続して起こっている、また特定の学校でけがが多いというようなことについても事務局としても把握ができるようになるのかなというふうに思っているところでございます。そういったことについてきちんと基準を定めてやっていきたいというふうに思っております。

飛鳥馬委員

今の関連で申し上げますと、傷害事故報告書というのは現在あるわけですよ。でも、これを見ると、早急に整備する必要があるというので、ここを強調されてしまうと、今までないのかなという感じもしないでもない。だから、十分あるのだけれども、もうちょっとというぐらいに書いてくださったほうがよろしいのかなと思うし、この事件の場合は本当に難しいですよ。ギブスをしてきたのを報告書に書くのか書かないのか。最初のときは、学校と関係ないというのがあったりするんで、非常に難しいところがあると思うのです。それを報告する、しないで、室長さんがよく苦労しているかなと思うのですけれども、事故は全部教育委員会に報告が上がってきてわかるのかということになると、またそこが問題になりかねないというのがあって書き方の工夫が必要なのかなという気もしないでもないのですけれども。

教育委員会事務局次長

確かに、この傷害事故発生報告書ですべてが解決するようなことはないというふうに思っておりますが、何分、今、正直申し上げますと、学校によって出てくるところとなかなか出てこないところとアンバランスがありますので、そのところはできるだけわかりやすい基準を設けて、こういった場合には事故報告書を作成し、上げてくるようにということにしていきたいというふうに思っております。

飛鳥馬委員

現場で見ると難しいのは、同じような事故でも、「この子は大丈夫だ、安心して、親も両

方わかっているし問題にもならない」というのがあったり、もうちょっと軽微であっても、これは大変とか、こじれる可能性があるとか、そういう判断も入ってくるのですね。だから、報告しておかなければとか、非常に難しいことが入ってくるのです。まあ、基準があってもいいでしょうけれども、基準も難しいと思うのですね。両方難しいと思うのですけれども。つくことはやぶさかではないのですけれども、報告するのも大変だなと思うし、基準も大変だなと思うのです。感想めいたことになってしまうのですが。

山田委員長

ここで委員会を暫時休憩します。

午後6時01分休憩

午後6時33分再開

山田委員長

では、委員会を再開いたします。

そのほかにご質問ございますでしょうか。

では、私のほうから。この報告書の今後の取り扱いについてご説明いただきたいと思えます。

教育委員会事務局次長

きょうは調査委員会の報告でございますけれども、きょういただいたご指摘を踏まえて文言を修正した上で、最終的には教育委員会としての報告書という形にしていきたいというふうに考えてございます。

また、この報告書については、今後、文教委員会へのご報告、それから、両当事者の皆さんにお渡しするといったような対応をしていきたいというふうに思っております。

山田委員長

そのほかにご質問ございますか。

では、報告書の取り扱いですけれども、この報告は調査の結果の報告でありますけれども、対応策について一応の記述がありまして、最終ページにも4月以降の対応策などは書いてございますけれども、今後、いじめということに対して教育委員会としてどのように対応していくか、その辺はいかがでしょうか。

教育委員会事務局次長

教育委員会といたしまして、この当該校だけに限らず、中野区教育委員会としての総合的ないじめ対策といったようなことについて早急に検討し、当教育委員会でご協議いただ

いた上でそれを実施していけるような段取りを組んでいきたいというふうに思っております。

山田委員長

そのほかにご質問、ご意見ございますか。

3月に起きました件に関しまして、調査報告がきょう上がってきたということであります。教育委員会としては、今後も学校の中でのいじめなどの対応について今後も協議をさせていただくことが必要ではないかと思っておりますので、またご意見をいただければ幸いです。ありがとうございます。

では、報告事項はほかにごございませんね。

<協議事項>

山田委員長

では、協議事項に移ります。

協議事項は、「第九中学校、中央中学校統合の考え方について」であります。よろしくお願いたします。

教育改革担当課長

それでは、「第九中学校、中央中学校統合の考え方について」、ご説明させていただきます。

まず、統合新校の位置ということでございます。お手元の資料をごらんください。中野区立小中学校再編計画におきましては、第九中学校と中央中学校との統合に伴う統合新校の位置を「警察大学校等移転跡地・その周辺地区」といたしまして、その中の具体的な場所については記述しておりませんでした。区では、その後、国の警察大学校等跡地の土地処分方針等を受けまして、「中野駅周辺まちづくりグランドデザインVer.1.0」を策定し、その中で「中学校」の位置を明らかにいたしました。この「中学校」の位置につきましては、この下の図1の左上のほうに「中学校」と記載されているところでございます。この中学校の校地につきましては、現在の中央中学校の校地とその南側に隣接する0.28ヘクタールの土地を合わせたものでございまして、ここを統合新校の位置といたします。なお、新校舎の改築期間中の統合校の位置につきましては、現在の第九中学校を仮校舎といたします。

その次に「統合のスケジュール」でございしますが、中野区立小中学校再編計画のとおり、平成24年3月に第九中学校と中央中学校を閉校し、同年4月に統合新校を開校いたします。

また、通学区域の変更も同時期に行います。統合新校の校舎につきましては、現在の中央中学校の校地に建築いたします。そのため、現在の中央中学校の校舎を取り壊し、ほぼ同じ場所に建てかえることとなります。そのため、校舎の改築期間中は、仮校舎として現在の第九中学校の校舎を使用することといたします。第九中学校と中央中学校の統合及び校舎改築に係るスケジュールは、その下の図2のとおりでございます。

図の中の上段の部分については、統合の日程を記載してございます。23年度末、3月に第九中学校と中央中学校を閉校いたします。そして、24年度の初め、4月に両校を統合いたしまして統合新校の開校、仮校舎として現在の第九中学校の校舎を使用いたします。下段につきましては、新校舎の建設の日程を記載してございます。22年度に基本設計を行いまして、23年度に実施設計、24年度と25年度の2年をかけまして、現在の中央中学校校舎を取り壊して新校舎の建設工事を行います。そして、26年度に新校舎が竣工いたしまして、そちらに新校が移転するという予定になっております。

続きまして、通学区域でございます。通学区域につきましても、中野区立小中学校再編計画のとおり、第九中学校の通学区域のうち、もみじ山通りより東側の部分、この下の図3の網かけの部分でございますが、こちらを第十中学校の通学区域に変更いたします。なお、統合新校が仮校舎として現在の第九中学校の位置にある間につきましては、通学区域が変更になる地域に居住する児童・生徒については統合新校への指定校変更を認めることといたします。

私からのご説明は以上でございます。

山田委員長

ご意見、ご質問ありましたら、お願いいたします。

大島委員

そうしますと、新しい校舎、現在の中央中のところについては、校庭が今よりも広がるということになるのですか。

教育改革担当課長

現在の校地に加えて0.28ヘクタール新たに取得いたします。ただ、校舎につきまして、当然、統合して現在より生徒数はふえることを想定しておりますので、現在の校舎と同じ面積になるかどうかというところはまだ決まっておりませんが、校庭等も含めて、充実した施設になるように計画していく予定でございます。

高木委員

通学区域の変更の部分なのですが、文章を読んでいった場合に、幾つか解釈が生じてしまうのかなという気がするのです。一つは、新校舎が仮校舎と現在の九中の位置にある間、網かけの部分にいる生徒・児童については指定校変更を認めるというと、例えば、平成25年4月の段階で中1の子までいいのかとか、そうではなくて、ここにある間だけはいいですよということになると、逆にいうと、1年生でここに住んでいる子でも、その期間が終わったら十中に変わらなくてはいけないという理解も出てしまうので、多分、意図としては、その間に入学した子は卒業までいいですよということだと思えるのですが、解釈が人によっては違う解釈をしてしまう可能性もあるので、文言をちょっと修正したほうがいいと思います。例えば「その間に入学した生徒については」とか何か変えたほうがいいと。その解釈が生じない表現に修正していただけるといいと思います。

教育改革担当課長

通学区域に関してご説明した内容につきましては、今、高木委員がおっしゃるとおりでございますので、誤解のないような形にさせていただこうと思います。

山田委員長

この指定校変更についての最初の議論の中では、主には新入生をターゲットとしてということで、在校生についてはまた別の考え方でできていますけれども、高木委員がおっしゃるように、例えば「九中の位置に仮校舎がある間については」とか入れておきませんと、この最後だけひとり歩きしてしまうような気がしますので、その辺は説明の中でいいですか、文章の中で少し入れておかないといけないのかなということですね。

学校の再編計画の中でこういった手順の変更というのはこれからも出てくるかと思えますけれども、大きなところはなかなか説明が大変だと思うのですね。当該の児童・生徒や保護者への説明というのは、今回の場合、新校を統合するのだけれども、実際に2年間は仮校舎という形で九中を使いますよと。で、25年になったら今度は移転しますよということとしっかり説明しませんと、該当する子どもたちは3年間ぐらいにわたるわけですから、その辺は十分に説明していただければと思います。

あともう1点、確認ですけれども、国の警察大学校跡地の土地処分の中で、中学の南側に位置しています国施設と警視庁施設というのは、今わかっている範囲ではどのような施設かわかりますか。

教育改革担当課長

こちらにつきましては、国家公務員の宿舎を建設予定だというふうに聞いております。

山田委員長

ほかにご意見、ご質問ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、教育委員会として、協議内容を含めまして、第九中学校、中央中学校統合の考え方につきましては了承したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山田委員長

それでは、了承したいと思います。

なお、本日の協議に基づきます文言の修正などにつきましては、教育長に一任したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日予定しました議事は終了いたしました。

本日は、緊急にお集まりいただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして、教育委員会第28回協議会を閉じます。

午後6時47分閉会